

別表3 対象事業実施区域（事業実施想定地域）及びその周囲の概況調査の項目例

区 分		調 査 項 目		
自 然 的 状 況	地域の生活 環境に係る 項目	公害全般	公害苦情 ・公害苦情の発生状況	
		大気に係る環境 の状況	気象	・気象概況、地形等に係る気象状況 ・風害に係る気象状況 ・日照に係る気象状況
			大気質	・大気汚染の状況 ・大気汚染の主要な発生源の状況
			騒音	・騒音の状況 ・騒音の主要な発生源の状況
			低周波音 (超低周波音を含む)	・低周波音の状況 ・低周波音の主要な発生源の状況
			振動	・振動の状況 ・振動の主要な発生源の状況
			悪臭	・悪臭の状況 ・悪臭の主要な発生源の状況
	水に係る環境の 状況	水象	・河川、沼の分布状況 ・流量、流域の状況	
		水質	・水質汚濁の状況（底質含む） ・水質汚濁の主要な発生源の状況	
	土壌及び地盤の 状況	土壌	・土壌汚染の状況 ・土壌の分布状況	
		地盤沈下	・地下水の状況 ・地盤沈下の状況	
	その他	電波障害	・電波障害の状況 ・地形の状況 ・高層建築物、住宅等の分布	
		風車の影	・風車の影（シャドーフリッカー）	
	地 域 の 自 然 的 状 況 に 係 る 項 目	地形及び地質の 状況	地形及び地質	・地形の分布状況 ・表層地質の分布状況 ・重要な地形・地質の分布状況
		動植物の生息ま たは生育、植生 及び生態系の状 況	動物	・動物種及び地域個体群の状況 ・貴重種の分布状況
植物			・植物種及び植物群落の状況 ・貴重種の分布状況	
生態系			・動植物の生息・生育環境の状況 ・注目される生物種	
景観及び人と自 然との触れ合い の活動の状況		景観	・地域景観の状況 ・主要な眺望点の分布状況 ・景観資源の分布状況	
	人と自然と の触れ合い の活 動 の 場	・野外レクリエーション地の分布状況 ・日常的な触れ合い活動の場の分布状況		

社会的状況	地域の社会的状況に係る項目	人口及び産業の状況	人口	・人口分布及び推移
			産業	・産業構造及び推移
		土地利用の状況	行政区画	・区界、校区等
			現況土地利用	・現況土地利用状況 ・都市計画法上の地区計画等の状況 ・その他の土地利用計画等の状況
			河川、湖沼、地下水の利用状況	水域利用の状況
			利水の状況	・河川、湖沼の利水の状況 ・地下水の利用状況
		交通の状況	交通施設の分布	・主な交通施設（道路、鉄道等）の分布
		環境保全の配慮が必要な施設の配置及び住宅の配置状況	環境保全の配慮が必要な施設の分布	・学校、病院、療養施設等の分布
			住宅の配置	・集落の分布状況 ・中高層住宅の立地状況
		下水道の整備の状況	下水道の整備状況	・現況下水道の整備状況及び処理人口 ・下水道の整備計画
環境関係法律等法令に係る項目	環境基本法に基づく環境基準の類型指定状況	騒音	・類型指定地域、環境基準未達成地域の分布	
		水質	・類型指定地域、環境基準未達成地域の分布	
	公害の防止に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況及び規制基準	・大気汚染防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・水質汚濁防止法に基づく排出基準、及び指定水域又は指定地域指定水域及び指定地域の指定状況、排水基準等 ・その他関係法律法令に基づく区域等の指定状況、規制基準等		
		自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況 ・自然公園法に基づき指定されたに基づく国立公園、国定公園 ・北海道立自然公園条例に基づき指定された北海道立自然公園の区域 ・自然環境保全法に基づき指定されたに基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域 ・北海道自然環境等保全条例に基づき指定された北海道自然環境保全地域 ・都市緑地法に基づき指定されたに基づく緑地保全地区の区域 ・森林法に基づき指定されたに基づく保安林の区域 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき指定されたに基づく生息地等保護区の区域 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に		

コメントの追加 [3順1]: 修正方針は次の通り。  
 ・概況調査の項目例という性格に照らし、法律に基づくもののみ記載することを基本とする。  
 ・現在記載されている法律、条例は残す。

コメントの追加 [3順2]: 文言整理：法律等→法令  
 右隣の欄と表現を統一

コメントの追加 [3順3]: 「地域の指定状況、基準等」の順にそろえる

コメントの追加 [3順4]: 文言整理：法例→法令

コメントの追加 [3順5]: 別表5植物の項と表現を統一する。

コメントの追加 [3順6]: 名称変更に伴うもの

	<p>に基づき指定された基づく鳥獣保護区の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道生物の多様性の保全に関する条例に基づき指定された区域等に基づく生息地等保護区</li> <li>その他関係法令に基づく区域等の指定状況</li> </ul>
資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法に基づき指定された区域等に基づく名勝又は史跡名勝天然記念物、重要文化的景観及び伝統的建造物群保存地区</li> <li>都市計画法に基づき指定された区域等に基づく風致地区の区域</li> <li>その他関係法令に基づく区域等の指定状況</li> </ul>
一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂防法に基づく砂防指定地</li> <li>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域</li> <li>その他関係法令に基づく区域等の指定状況</li> </ul>
一般環境中の放射性物質の状況に関連して法令等により指定された地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示区域</li> <li>その他関係法令に基づく区域等の指定状況</li> </ul>
国及び札幌市の環境保全に関する施策に係る項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市環境基本計画</li> <li>札幌市温暖化対策推進計画</li> <li>札幌市水環境計画</li> <li>札幌市一般廃棄物処理基本計画</li> <li>生物多様性さっぽろビジョン</li> <li>その他地域の保全計画及び保全目標の設定状況等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業予定地周辺における関連開発計画等</li> </ul>

**コメントの追加 [3順7]:**  
 生息地等保護区（第65条）は、一部行為についての許可制など（66条～68条）の規制がある。指定餌付け行為（26条）についても区域指定があるが、アセス対象事業との関連性が低いため記載しない。

**コメントの追加 [3順8]:** 別表5景観の項と表現を統一する

凡例

青色部分：

法令に基づく区域の指定等について、表現を「～に基づく…」に統一する。

緑色部分：

表現を統一するため、「の区域」を削除する。

橙色部分：（道立自然公園、道立自然環境保全区域）

法律に根拠があるため、法律に基づくものに統合する。